

令和7年度排泄ケア相談・支援事業実施要領

1. 目的

排泄の問題は、本人にとっては失敗への恐れからくる社会参加の減少や、それによるフレイル状態への移行の要因となり、また、介護者にとっては、身体的・精神的・経済的な介護負担となっている。

本事業は、排泄の問題に対して、気軽に相談を受け付ける窓口を設置するとともに、排尿・排便アセスメント票を活用しながら、専門的な視点によりアセスメントし、適切な支援を行うことで、本人の要介護状態等となることの予防や生活の質の向上を図るとともに、介護者の介護負担軽減を行うもの。また、地域での普及啓発講座により排泄ケアの理解促進を行うもの。

2. 法的根拠

本事業は、介護保険法（以下、「法」という。）第115条の49に規定する保健福祉事業、及び、小松市介護保険条例（平成12年小松市条例第40号）第3条第2項に規定する保健推進事業として実施するものとする。なお、その実施に当たっては地域支援事業（法第115条の45）と密な連携を図りながら効果的かつ効率的に実施するものとする。

3. 実施主体

本事業は小松市が主体となり、委託により実施するものとする。なお、高齢者総合相談センター（法第115条の46に規定する地域包括支援センター）は、総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）及び在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）として、積極的に関与するものとする。

4. 内容

（1）排泄ケア相談

①窓口の設置

排泄ケア相談窓口は、高齢者総合相談センターの他、市への協力を承諾した以下の事業所等とする

- ・市が養成するコンチネンスパートナーが所属する協力事業所等
- ・その他、市が排泄ケア相談を受けられることができると認める者が所属する協力事業所等

②相談の内容

排泄ケア相談窓口は、排泄に関する初期相談を受け付けるものとする。なお、さらに支援が必要なケースについては、高齢者総合相談センターや（2）の排泄ケア支援を行う事業者等につなぐものとする。

③対象者

排泄ケア相談の対象者は排泄に困っている高齢者やその家族とする。

④利用料

本事業における排泄ケア相談に係る利用料は無料とする。

(2) 排泄ケア支援

①実施事業者

排泄ケア支援は、高齢者総合相談センター、または、市と契約を締結した以下の協力行事業者等が行うものとする。

- ・市が養成するコンチネンスパートナーが所属する協力事業所等
- ・その他、排泄アセスメント票を活用した排泄ケア支援を行うことができると市が認める者が所属する協力事業所等

②支援の内容

別紙の排泄アセスメント票等を活用したアセスメント及びそれに基づく生活改善指導・福祉用具の選定等を行うものとする。また、必要に応じて、医療機関等への紹介を行うものとする。

③対象者

排泄ケア支援の対象者は排泄に困っている高齢者やその家族とする。ただし、介護保険施設入所者は対象外とする。

④委託料

委託料は以下のとおりとする。なお、支援者が所属する事業所が、本人が現に居住している住まいと同一敷地内にある場合は、(3)の加算は算定できないものとする。

- (1) 排泄アセスメント票を活用した支援・指導：1,000円
- (2) 排尿・排便チェックシートのいずれかを活用した支援・指導：3,000円
- (3) 上記の(1)(2)の支援を訪問により実施した場合：500円

⑤利用料

本事業における排泄ケア支援に係る利用料は無料とする。ただし、本事業外で、本人等が排泄に関する介護用品の提供を希望し、これを提供した場合は、この限りではない。

⑥実績報告書（様式1関係）及び委託料請求書（様式3）の提出

市が指定した様式を用い、毎月末時の実績を翌月10日までに請求書とともに提出すること。

(3) 排泄ケア普及啓発講座

①講師

排泄ケア普及啓発講座は、市への協力を承諾した以下の者等が行うものとする。

- ・市が養成するコンチネンスパートナーであり、さらに市が定めるフォローアップ研修を受講した者等
- ・その他、普及啓発講座を行うことができると市が認めた者等

②講座の内容

排泄のメカニズムやセルフケア等、排泄に関する講座を行うものとする。また、講座を受けた者へ市が指定した様式を用いてアンケート調査を実施するものとする。

③対象者

地域住民、医療介護従事者等

④委託料

講座1回につき5,000円

⑤利用料

本事業における排泄ケア普及啓発講座に係る利用料は無料とする。

⑥実績報告書（様式2関係）及び委託料請求書（様式3）の提出

市が指定した様式を用い、毎月末時の実績を翌月10日までに請求書とともに提出すること。

【毎月の請求について】

様式番号	様式名	提出方法
1	排泄ケア報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●毎月10日までに、前月行った活動について、実績報告書（様式1・2関係）及び委託料請求書（様式3）を提出してください。 ●提出の際には以下の図を参照に提出をお願いします。
1-A	排泄アセスメント票	
1-B1	排尿チェックシート	
1-B2	排便チェックシート	
2	普及啓発講座報告書	
3	委託料請求書	

